

地震災害に備える

「日頃の備えを見直そう」

3月11日で、東日本大震災の発生から9年が経過します。平成28年に熊本地震、平成30年に北海道胆振東部地震など、日本各地で大きな地震災害の発生が続くなか、群馬県内でも、平成30年6月に最大震度5弱の地震が発生しました。

問い合わせ先 安全安心課防災係（☎内線415）

日頃からの備え

▼事前の備え

地震による死亡・負傷の主な原因は、倒壊した建物や家具の下敷きになることです。転倒しやすい家具などは、固定したり耐震グッズを使用し対策をしましょう。

地震災害は、決して人ごとではありません。「もしも」の時に備え、地震への対策を見直してみましよう。

▼事後の備え

大きな災害が発生すると、

長期間に渡り物資が不足します。家庭での食料や水などの備蓄品は、3日分程度を目安とし、可能であれば1週間分を備えましょう。

様々な状況を想定する

地震は、台風による大雨や洪水などに比べ、いつ発生するのか予測が困難です。地震発生時間帯が昼か夜か、自宅にいるときなのか外に出先にいるときなのかなど、

時間帯や場所によって、必要な物資や取るべき行動が変わってきます。それぞれの場合に、どう対応したら良いのか想定してみましよう。

▼防災チェックシート

家庭や地域において災害に

対する日頃からの心構えを意識づけ、安全対策への理解を深めていただくためのものです。

防災チェックシートは、安全安心課（市役所3階）と市ホームページにあります。



事前の備え

屋内をチェックしましょう

- 家具が転倒しないよう対策をしている
- 家具には重いものを下に収納している
- 照明器具の落下を防ぐよう固定している
- 寝室にはスリッパや靴を常備している

屋外をチェックしましょう

- 住宅の耐震診断、補強をしている
(昭和56年5月以前に建築の場合)
- ベランダに植木鉢などの落下しやすいものを置かないようしている
- ブロック塀の補強をしている

災害時の行動をチェックしましょう

- 避難訓練の実施、参加
- 災害時の集合場所、連絡方法の確認

事後の備え

非常用持ち出し品をチェックしましょう

- 非常食、水
- 救急医薬品
- 懐中電灯、携帯ラジオ
- 毛布
- スリッパ
- 貴重品

備蓄品をチェックしましょう

- 食品、飲料水（1週間分程度）
- 卓上コンロ、予備のガスボンベ
- 寝具、防寒具
- 携帯電話用バッテリー
- 照明器具
- 衛生用品
- 工具

定期的に防災リュックや持ち出し袋の点検を行い、有効期限の確認や、必要なものを見直しましょう。

例えば、寒い時期はカイロなどを多めに入れておくなど、季節に対応したものを持ち出し袋に入れておくと、いざという時に役立ちます。

3月4日(水)～11日(水)

写真展「大震災の記憶」

被災者、被災地への思いを
忘れないため、「大震災の記
憶」東日本大震災から9年
3・11を忘れない」と題し
た写真展を開催します。

現在、市では、岩手県宮古
市、宮城県石巻市に計3人の
職員を派遣し、復旧復興支援
を行っています。

石巻市職員と桐生市の派遣
職員が撮影した、被災直後の
石巻市内の様子や復興へ向か

う現在の様子を展示します。
あわせて、桐生市にかつて
ないほどの被害をもたらした
カスリーン台風の被災状況の
写真なども展示します。

期間 3月4日(水)～11日
(水) ※土・日曜日を除く
時間 午前8時30分～午後5
時15分

場所 市役所玄関ロビー
問い合わせ 安全安心課防災
係 (☎内線462)

大震災から9年 ～石巻市は、今～

宮城県石巻市は、地震と津波により沿岸
地域の公共施設や港湾施設に大きな被害を
受けました。

被災から9年を迎えようとしている現在、
復興完結に向け様々な取り組みが推進され
ています。昨年3月には、市内で最後となる
復興公営住宅が完成し、4,456戸の復興
公営住宅の整備が完了しました。この3月
には「保健・福祉・医療・介護・地域」の
拠点である(仮称)ささえあいセンターが
完成予定です。

石巻市はまだまだ残された課題もありま
すが、着実に復興の道を歩んでいます。



宮城県石巻市健康部介護保険課
三浦保健師(桐生市派遣職員)



石巻市営新西前沼第三復興住宅

災害時に自力で避難することが難しい人など

要支援者名簿作成に

ご協力を

市では、台風や大雨、地震
などの大きな災害が起こった
時に、家族の援助が受けられ
ない人や、自分で避難するこ
とが難しい人を「災害時避難
行動要支援者」として事前に
登録し、緊急時に地域で支援
を受けられる体制作りを進め
ています。

対象 在宅の人で次の①から
⑤までのいずれかに該当する
人

- ① 65歳以上の一人暮らしの人
- ② 介護保険の認定区分が要介
護度3・4・5の人
- ③ 身体障害者手帳1級・2級
の交付を受けている18歳以
上の人
- ④ 療育手帳
A判定の
交付を受
けている
18歳以上
の人
- ⑤ その他、
援助を必
要とする
人、自ら

希望する人
▼申請書を郵送します

平成31年3月1日から2月
28日までに、新たに①から④
のいずれかに該当した人には、
3月下旬に登録用紙を郵送し
ます。申請の有無を記入し、
同封の返信用封筒で返信して
ください。返信のない人には、
5月以降に各地区の民生委員
が訪問調査します。

また、⑤に該当する人は、
福祉課(市役所1階)、新
里・黒保根支所市民生活課で
受け付けます。
問い合わせ 福祉課社会福祉
係 (☎内線271)

印刷版(※4名単位)
避難行動要支援者登録申請書兼登録個別名簿(避難支援プラン個別計画)
別紙の記入例を参考に記入してください。

私は、避難の支援などを受けたいので、私の個人情報
を区長や民生委員などに提供することに、
(どちらかを○で囲ってください)

・同意する ※同意される方は下及び裏面の枠内も記入して下さい。
・【同意拒否・施設入所・入院】のため、同意しない

桐生市氏名 年 月 日
住所 桐生市
氏名 印
代理人氏名 印(捺印)

※同意するに○により、避難の支援が必要と認められることを保証するものではありません。

生年月日	年 月 日	性別	男・女
(該当する番号に○を記入して下さい)			
避難支援等を必要とする事由			
ア、ひとり暮らし イ、要介護認定が3・4・5のどれか ウ、身体障害者手帳1級又は2級 エ、療育手帳A判定 オ、その他()			
電話番号	FAX		
携帯電話番号	高齢型	A・B・D	※A・B・Dは不明

裏面に書き添えます

避難行動要支援者登録申請書